

えびの市内の木材利用推進に関する基本方針

1 基本的な考え方

本市の総面積は28,293haで、そのうち森林面積は全体の71%にあたる20,208haである。今後、スギを中心とする充実した森林資源を背景に、地域材の需要を拡大していくことが重要な課題となっている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題として大きくクローズアップされる中で、脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標（SDGs）への貢献など木材の活用に対する期待がますます高まっている。

木材は、調湿性に優れ断熱性が高くリラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、鉄やコンクリート等に比べ加工等に必要なエネルギーも低い環境にもやさしい省エネ資材であり、炭素を長期間貯蔵できる機能を有する再生産可能な資材である。これらの優れた特性を持つ木材の利用を推進することは、森林の適正な整備を通じた森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、2050年ゼロカーボン社会の実現にも大きく貢献するものである。

また、地域材を利用することは、豊富な森林資源を支えてきた山村地域の活性化をはじめ素材生産から製材・加工に至る地域林業や木材産業の活性化につながるだけでなく、土木・建設関連の他産業の振興にも寄与するなど、本市地域経済への波及効果が期待される。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物等において木造化・木質化を推進してきたが、令和3年に当法律は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）に改正され、法の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたことに加え、宮崎県木材利用促進条例が制定されたことを踏まえ、本市が実施する事業はもとより、民間建築物も含めた建築物全体において、地域材の利用を促進し、木材の良さを普及啓発するなど、地域材の需要拡大を図る。

2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「地域材」とは原則として、市内及び県内で生産又は加工された木材とする。
- (2)「木造化」とは、市有施設の主要構造部（壁、柱、梁等）の全て又は一部に地域材を使って木造とする新築、増築又は改築とする。
- (3)「木質化」とは、建築物の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分の全て又は一部に地域材を用いることとする。
- (4)「公共建築物」とは、国・地方公共団体が整備する建築物に加え、民間が整備する学校、老人ホームなど広く市民一般が利用する公共性の高い建築物とする。

3 公共建築物等における地域材の利用の促進

(1) 地域材の活用方針

ア 公共建築物における地域材の活用について

(ア) 建築基準法等関係法令の制約を受ける場合を除き、可能な限り木造化を図ることとする。

(イ) 防災面や立地条件等から、木造化が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。

(ウ) 木造以外の構造とする場合でも、内装の木質化を積極的に推進する。

イ 公共土木工事における地域材の活用について

公共土木工事においては、自然景観や環境に配慮しつつ間伐材をはじめとする地域材を積極的に活用するとともに、新たな用途開発等や持続可能な施工維持管理体制の仕組みづくりを推進する。

ウ その他の木材利用について

木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、ボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの利用を促進する。

(2) 公共建築物等における木材利用の目標の設定

公共建築物に使用する木材は、原則として地域材とすることを目標とする。

(3) 推進体制

地域材の円滑な利用を推進するため、庁内に設置された「えびの市林業振興審議会」を通じて、地域材の需要拡大への取り組みを全庁的に進める。

(4) 推進方法

木材利用を推進する所管課は、地域材の利用を推進するため、関係課に木材や木造施設に関する情報の提供を行う。

(5) 関係課の地域材利用推進における役割

関係課は所管する建築物等について、補助事業等を含め地域材の積極的な利用を促進する。

4 建築物に適した木材の供給体制の整備

市は、建築材料として使用される木材の円滑な供給を図るため、木材業者の連携等による品質・性能の確かな乾燥材や集成材等の安定供給を促進する。

5 市内における利用の促進

市は、民間事業者が整備する建築物等の情報を収集し、地域材の積極的な利用の促進に理解と協力が得られるよう幅広く呼びかけるとともに、木造化・木質化に関する情報の提供や木造建築物の普及、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成の周知等に取り組み、必要な支援を行うものとする。

6 市民への理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、市は建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの市民の理解が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

7 期待される効果

本基本方針に基づき、民間における建築物等に地域材の利用が推進されることにより、林業・木材産業の活性化はもとより森林の適正な整備・保全が図られ、脱炭素社会の実現や山村地域の活性化等に資することが期待される。